



連帯 改善 情報

高教組ニュース

2025 年 8 月 8 日(金)

島根県高等学校教職員組合

〒690-0886

松江市母衣町 55-2 島根県教育会館 3 階

TEL(0852)21-0841 FAX(0852)21-0375

2025 人事院勧告

～ 月例給 3.62% 一時金 0.05 月分 アップ ～

人事院は、8 月 7 日、国会と内閣に対して勧告を行いました。

☆給与勧告のポイント

- ① 月例給：3.62%（民間較差 15,014 円）引上げ
- ② 一時金（ボーナス）：4.65 月（0.05 月）引上げ

※官民給与の比較対象を【企業規模 100 人以上】とする→国に求めてきた成果

- ・官民給与の比較に当たっては、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象を設定することが必要
- ・行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当
- ・採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

①について

民間給与と比較をし、民間給与を個々の国家公務員に支給した場合の、差額を算出し、その較差を解消するために給与を改訂します。今年は、民間給与が高水準での上昇となりました。それによって官民較差が昨年より大きくなり、その結果として昨年度以上の引き上げとなりました。採用市場での競争力向上のため、初任給が大幅に引上げられました。特に今年度は若年層に加え、中高年齢層の引き上げが昨年度よりも大幅に高くなりました。さらに、暫定再任用の方の給与も引き上げられます。これらは私たちがしっかりと要望してきた成果と言えます。

②について

直近 1 年間（令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月）の民間の支給割合と公務の年間支給月数を比較し、民間の支給状況（4.65 月）に見合うように引き上げられました。島根県と現段階での差は 0.25 月です。国と島根県と支給月数に差ができることは全国的に教員不足が問題となる中、給与面での他県との差は教員募集においても大きなデメリットとなります。一時金の支給月数の国との格差をどこまで縮小できるのかが焦点だと考えます。

人事院勧告は、島根県の人事委員会勧告に大きな影響を及ぼします。今回の人事院勧告を踏まえ、勤務実態や教職員の職務の特殊性に応じた勧告となるよう、教職員の置かれている現状をしっかりと人事委員会に伝え、交渉していきます。

「人事院勧告」について→<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku.html>

島根高教組としては、今後もみなさんの職場環境の改善や処遇改善に向けて取り組みを進めてまいります。引き続き組合活動にご協力いただきますよう、お願いいたします。